

国保税率の方向性について

1. 前回会議の振り返り

(1) 国民健康保険を取り巻く状況

- 増大する医療費 約46.8兆円 (R4実績見込み)、全国ベース)
- 少子高齢化の進展による現役世代の負担増
- 国保の構造的な課題
 - ★ 年齢構成が高く、医療費水準が高い
 - ★ 財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者の増加
 - ★ 所得水準が低く、保険料負担が重い

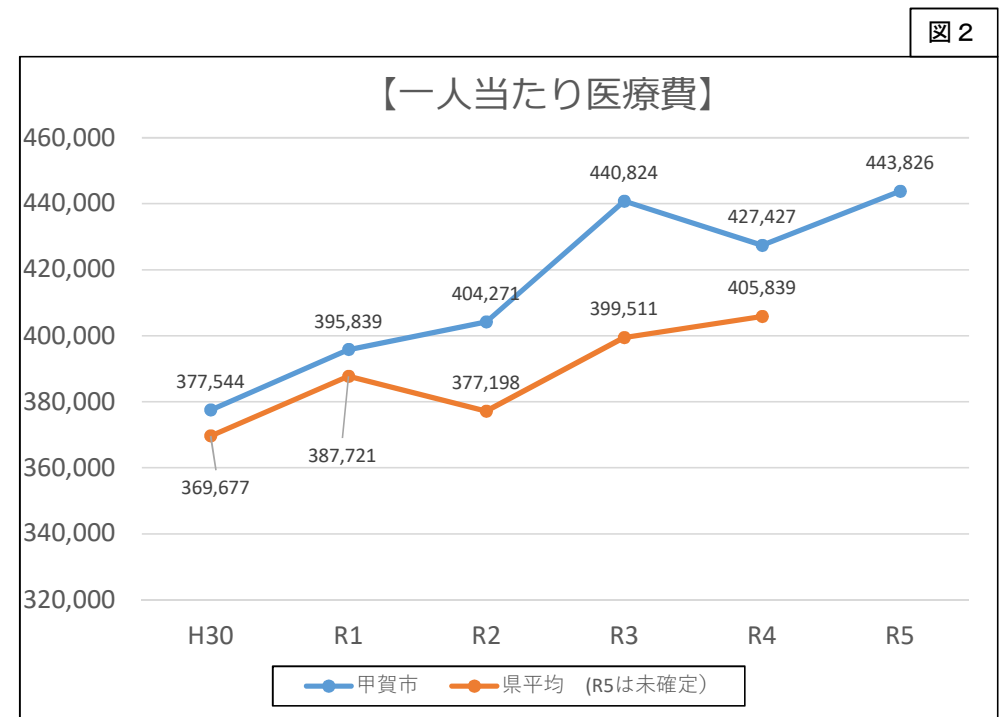
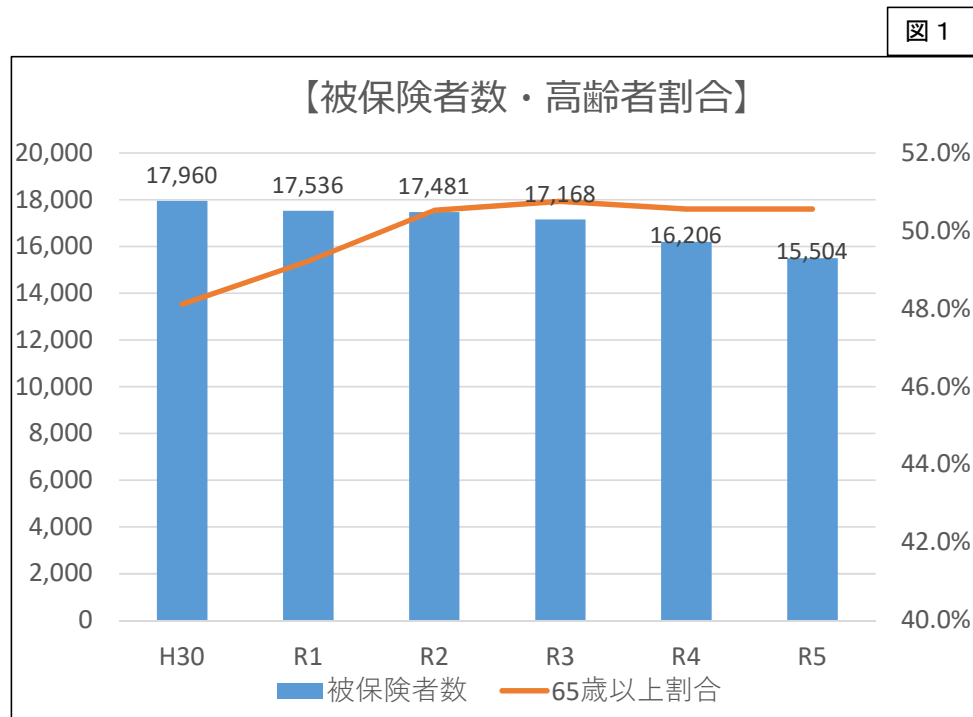
(2) 保険料水準の統一について（滋賀県第3期国保運営方針より）

- 統一の定義・・・「県内のどこに住んでいても同じ所得、同じ世帯構成であれば、同じ保険料（税）」（県内の各市町の保険料（税）率を統一すること）とする
- 納付金算定にあたっては、市町間の医療費水準は反映させず、医療費は県全体で支え合うこととする（R6～）
- 原則として令和9年度に保険料を統一（※市町の財政状況等によりR11年度まで移行期間を設ける）
- 統一に向けて、令和6年度は13市町が保険料率を引き上げ（甲賀市は13市中8番目の水準）

2. 方針を決めるにあたっての論点の整理

(1) 甲賀市国民健康保険の現状

- ・ 被保険者数は年々減少しており、今後も減少していくことが見込まれ、高齢者割合も高い状態が続く（図1）。
- ・ 被保険者数の減少により、医療費総額は減少しているものの、1人当たりの医療費は県平均より高く、県内で最も高い水準（R4は県内で2位）（図2）。



(1) 甲賀市国民健康保険の現状（つづき）

- 基金保有額は、令和4年以降大きく減少しており、令和6年度末の見込みでは約1億2千万円（図3）。
- 収納率は、95%～96%台で推移している（図4）。

図3

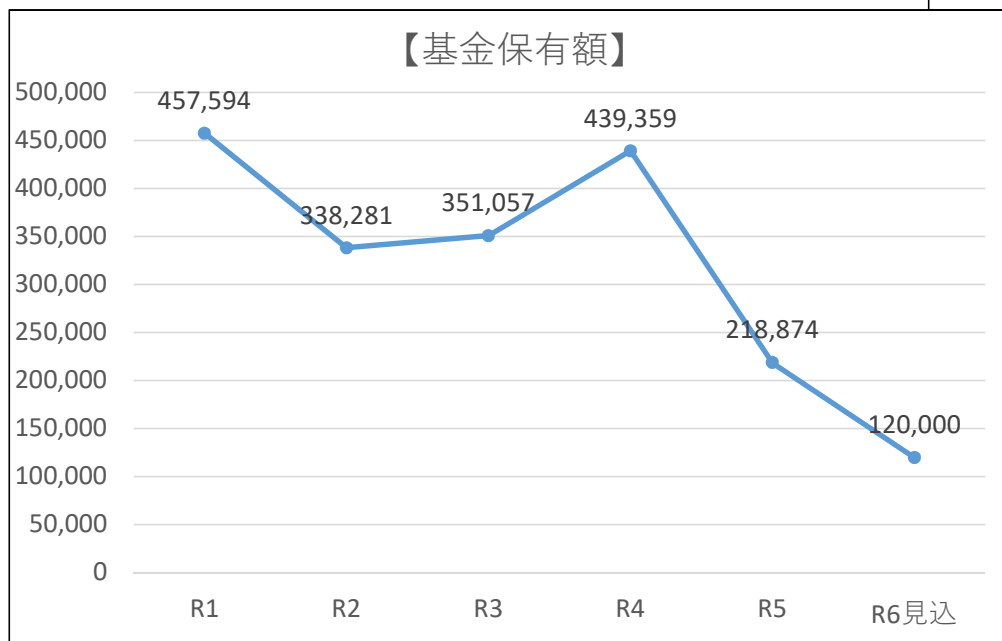
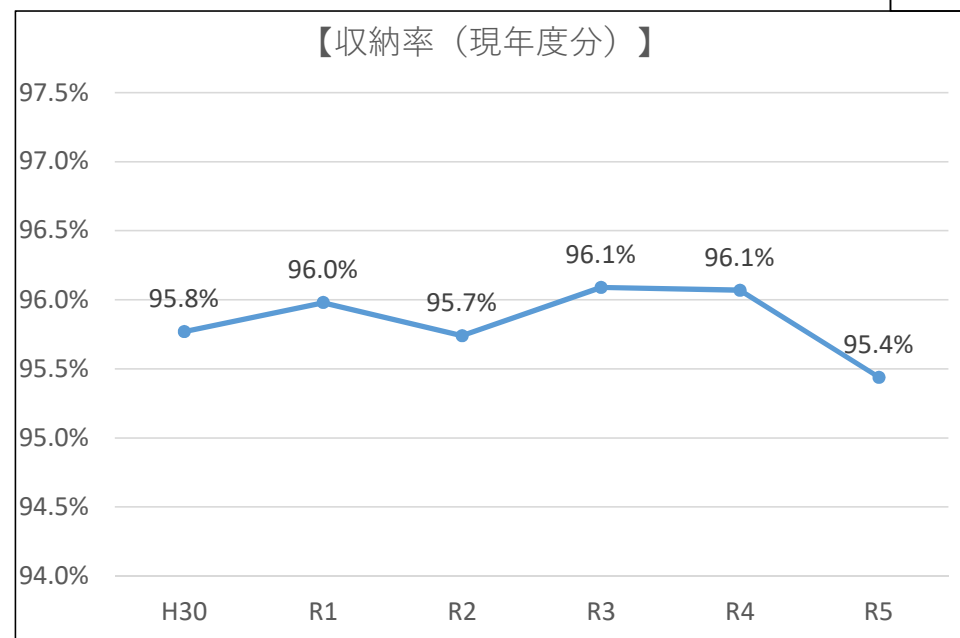


図4



(2) 保険税率の現状

①甲賀市の保険税率と滋賀県標準保険料率

- ・令和6年度の本市の保険税率と滋賀県標準保険料率には、大きな差がある。
- ・特に均等割額はほとんどの区分で不足しており、差が大きい状況にある。

表 1			甲賀市 (A)		滋賀県標準保険料率 (B)		標準保険税率との差異 (A)－(B)	
所得割率 (応能割)	医療分		7.00%		7.42%		-0.42%	
	後期高齢者支援金分		2.50%		2.91%		-0.41%	
	介護納付金分		2.30%		2.47%		-0.17%	
			被保険者均等割	世帯別平等割	被保険者均等割	世帯別平等割	被保険者均等割	世帯別平等割
均等割率 (応益割)	医療分		24,500	20,000	31,432	21,721	-6,932	-1,721
	後期高齢者支援金分		8,300	6,600	12,030	8,314	-3,730	-1,714
	介護納付金分		10,000	6,300	12,632	6,238	-2,632	62
	合計		42,800	32,900	56,094	36,273	-13,294	-3,373
一人当たり保険料			114,058		132,831		-18,773	

②同規模他市（被保険者数1万人以上2万人未満）との比較

- ・同規模他市と比べると、所得割率は概ね同程度であるが、均等割・平等割はほとんどの項目で他市より低い状況。

表 2	保険者名	医療分			後期高齢者支援金分			介護納付金分		
		所得割	均等割(円)	平等割(円)	所得割	均等割(円)	平等割(円)	所得割	均等割(円)	平等割(円)
	県標準保険料率	7.42%	31,432	21,721	2.91%	12,030	8,314	2.47%	12,632	6,238
	近江八幡市	7.10%	27,100	19,400	2.69%	10,600	7,400	2.31%	10,400	5,000
	守山市	6.57%	29,086	20,670	2.70%	12,193	8,583	2.35%	12,720	6,330
	栗東市	6.37%	27,600	18,900	2.49%	10,800	7,400	2.03%	11,700	6,000
	甲賀市	7.00%	24,500	20,000	2.50%	8,300	6,600	2.30%	10,000	6,300
	高島市	7.10%	26,100	19,600	2.60%	9,400	7,000	2.40%	10,700	5,600
	(参考) 13市平均	6.59%	26,607	18,928	2.59%	10,338	7,376	2.29%	11,248	5,733

3. 令和9年度までの保険税率改定のシミュレーション

★前提条件

(1) 県の一人当たり標準保険料が今後、年3%ずつ上昇すると仮定。

※甲賀市のR6一人当たり標準保険料は132,831円。基金繰入し、114,058円としている。

(2) 令和9年度に一人当たり標準保険料が145,200円となるように、3年間かけて段階的に引き上げる。

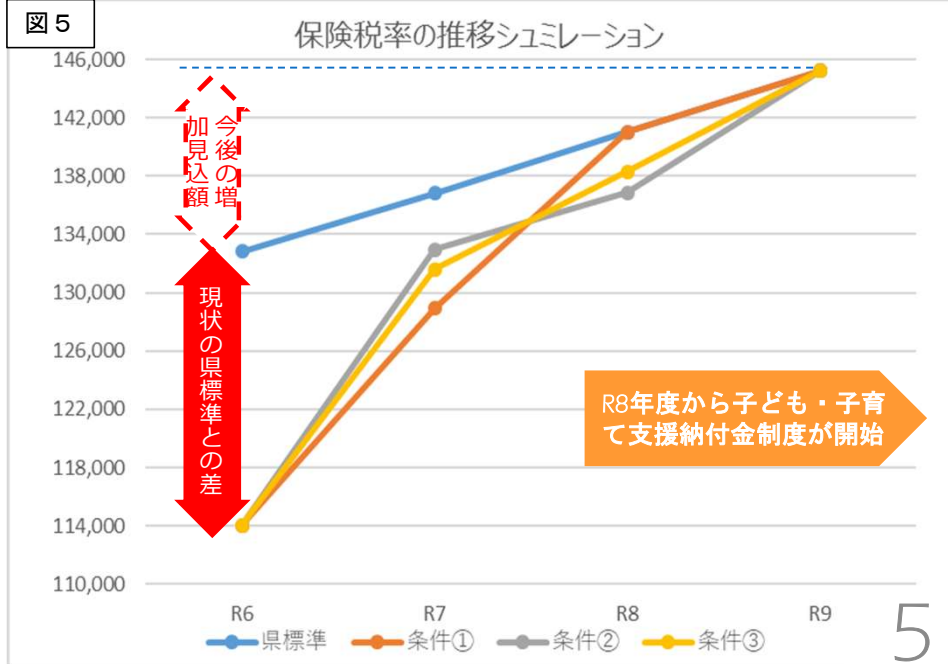
(3) 令和6年度末の基金残高見込額（**約1億2千万円**）を令和7、8年度に下記の条件で活用し、保険税率を引き下げる。

条件①：令和7年度：1億2千万円 令和8年度：なし 条件②：令和7年度：6千万円（1/2） 令和8年度：6千万円（1/2）

条件③：令和7年度：8千万円（2/3） 令和8年度：4千万円（1/3）

【保険税率改定シミュレーション】

表3		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	被保険者数	15,851	15,290	14,839	14,401	13,976
	県の一人当たり標準保険料 ※R7以降は見込み	125,349	132,831	136,816	140,998	145,200
基金投入後の一人当たり標準保険料						
条件①	一人当たり標準保険料	109,825	114,058	128,942	140,998	145,200
	前年度増額	—	4,233	14,884	12,055	4,202
	前年度比	—	3.9%	13.0%	9.3%	3.0%
条件②	一人当たり標準保険料	109,825	114,058	132,938	136,870	145,200
	前年度増額	—	4,233	18,880	3,931	8,331
	前年度比	—	3.9%	16.6%	3.0%	6.1%
条件③	一人当たり標準保険料	109,825	114,058	131,617	138,291	145,200
	前年度増額	—	4,233	17,559	6,674	6,909
	前年度比	—	3.9%	15.4%	5.1%	5.0%
基金・決算剰余金投入額（千円）		232,016	154,478（予定）			



【保険税率改定シミュレーション（モデル世帯における比較）】

モデル①：2人（60歳代夫婦）、所得90万円（給与収入145万円）《5割軽減》

モデル②：4人（40歳代夫婦と子10歳と7歳）営業所得250万円

モデル③：3人（40歳代夫婦と子10歳）所得610万円（給与収入800万円）

《前頁条件ごとの保険税率》

表 4

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
条件①	所得割率（%）	11.8	12.9	13.9	14.4
	均等割（円）	42,800	55,800	61,300	62,400
	平等割（円）	32,900	35,000	38,500	39,400
条件②	所得割率（%）	11.8	13.2	13.6	14.4
	均等割（円）	42,800	57,400	59,600	62,400
	平等割（円）	32,900	35,800	37,600	39,400
条件③	所得割率（%）	11.8	13.1	13.7	14.4
	均等割（円）	42,800	56,900	59,900	62,400
	平等割（円）	32,900	35,500	38,400	39,400

〈モデル①の保険税額〉

表 5

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
条件①保険税額	103,800	119,800	130,400	134,000
前年度増額	—	16,000	10,600	3,600
前年度比	—	15.4	8.8	2.8
条件②保険税額	103,800	122,800	127,200	134,000
前年度増額	—	19,000	4,400	6,800
前年度比	—	18.3	3.6	5.3
条件③保険税額	103,800	121,800	128,300	134,000
前年度増額	—	18,000	6,500	5,700
前年度比	—	17.3	5.3	4.4

<モデル②の保険税額>

表 6

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
条件①保険税額	487,300	564,600	613,600	631,300
前年度増額	—	77,300	49,000	17,700
前年度比	—	15.9	8.7	2.9
条件②保険税額	487,300	579,500	598,200	631,300
前年度増額	—	92,200	18,700	33,100
前年度比	—	18.9	3.2	5.5
条件③保険税額	487,300	574,600	602,800	631,300
前年度増額	—	87,300	28,200	28,500
前年度比	—	17.9	4.9	4.7

<モデル③の保険税額>

表 7

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
条件①保険税額	820,300	921,200	996,800	1,029,100
前年度増額	—	100,900	75,600	32,300
前年度比	—	12.3	8.2	3.2
条件②保険税額	820,300	943,800	973,800	1,029,100
前年度増額	—	123,500	30,000	55,300
前年度比	—	15.1	3.2	5.7
条件③保険税額	820,300	936,300	981,200	1,029,100
前年度増額	—	116,000	44,900	47,900
前年度比	—	14.1	4.8	4.9

ポイント！

- ・ どのパターンでも、令和7年度は大幅に税額が上がる（※条件①であれば比較的抑えられる）
- ・ 応益割※が標準税率と比べて低いため、低所得の方ほど上がる率が高い
- ・ 被扶養者の多い世帯の負担が大きくなる

※応益割：保険税の内、被保険者の負担能力に関係なく賦課される分のこと（均等割・平等割）

4. 滋賀県との協議の状況

◆保険税率にかかる滋賀県のヒアリング結果

10月7日（月）県医療保険課の課長及び担当者による保険税率に係るヒアリング

➤ R7以降の保険料率の見込みについて

○県としては、統一標準保険料は年3%ずつくらいは上がっていくと見込んでいる。

○滋賀県の標準保険料は全国的に見ても平均よりやや低い状況。

⇒市町には、料率引き上げに苦慮いただくことになるが、ご理解いただきたい。

○**令和7年度の仮算定額を出す段階で、保険料率統一までのシミュレーションを示す。（11月下旬）**

➤ 県の剰余金・基金等の活用についての考え方

○第3期国保運営方針において年6億程度を基金に積み立てていく方針となっている。

○毎年度仮算定を行った結果、各市町の保険料率等の状況と将来への備えの必要性とのバランスを考慮しながら、**市町連携会議で意見を聞き、剰余金・基金等を活用**していく。

○R5決算の剰余金は、基金積立、国への返還金等に充てる見込み。

➤ 甲賀市から伝えた内容・意見

○基金残高が大幅に減少しており、県の標準保険料率に統一には、今後3年間で段階的に税率の引き上げが必要。

○基金積立ありきの納付金算定は、現加入者に負担を強いることになるため、十分考慮いただきたい。

○県が考える方向性や納付金の見込が提示されないと詳細な税率協議ができない。早急にお示しいただきたい。

○過度な国保税の負担増は、滞納額が増加し、必要額が収入できないことに繋がる。適正な基金活用をお願いしたい。

◆今後の予定

11月5日（火）市町連携会議 各市町のヒアリング結果の共有等

5. 今後のスケジュール

令和7年度 保険税率改定スケジュール

時期 (目安)	主な検討項目	
	運営協議会の予定	市・県における保険税率改定のプロセス
11月	任期満了に伴う委員改選	仮算定（11月中旬） - 県からの仮算定結果の報告 - 仮算定結果を基に本市の標準保険料率の試算
12月	第3回運営協議会 仮算定での標準保険料率による協議	本算定 (12月下旬～1月中旬)
1月		県からの本算定結果の報告 ※ 令和7年度の納付金および標準保険料率が確定
2月	第4回運営協議会 本算定での標準保険料率の諮問	- 本算定結果を基に本市の標準保険料率の試算 - 議会へ保険税率改定に係る議案提出
3月		令和7年度保険税率の決定